

令和2年5月25日策定

令和2年6月24日改訂

令和3年4月23日再改定

令和4年4月1日再改定

## 「沖縄県伝統芸能公演（かりゆし芸能公演）」における 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン

公益財団法人沖縄県文化振興会

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）及び「沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」（令和2年6月17日改正）において示されたガイドライン作成の求めに応じ、「沖縄県伝統芸能公演（かりゆし芸能公演）」（以下、「かりゆし芸能公演」という。）における新型コロナウイルス感染予防対策として実施すべき事項を整理したものである。沖縄県が発する「まん延防止等重点措置」「緊急事態宣言」等に対応するために改訂する。

かりゆし芸能公演「国立劇場おきなわ公演」のイベント主催者は、（公財）沖縄県文化振興会（以下、「文化振興会」という。）及び、本事業において採択された公演を実施する団体（以下、「公演団体」という。）とする。

また、「移動かりゆし芸能公演」、「子ども×伝統芸能公演」のイベント主催者は公演団体とする。

それぞれが本ガイドラインに従って公演を適切に開催しなければならない。

### 1. 感染防止のための基本的な考え方

文化振興会は、公演団体、開催施設の管理・運営に従事する者（以下、「従事者」という。）、公演を鑑賞するために会場に来場する者（以下、「来場者」という。）への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じるものとする。

特に、いわゆる3密といわれる①密閉空間（換気の悪い密閉空間）②密集場所（多くの人が密集する場所）③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる場面）では感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。

「かりゆし芸能公演」ではこの3密になりやすい空間、場所、場面が多く存在するので、それらを意識して細心の注意を払うことが必要であり、自己への感染回避とともに他人に感染させないことを各関係者と共有し、強く働きかけるものとする。

## 2. 文化振興会が講じるべき具体的な対策

### (1) リスク評価

文化振興会は、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染②飛沫感染のそれぞれについて、公演団体、従事者、来場者の動線や接触等を考慮した評価を行う。また大規模な人数の移動や県境をまたいだ移動が惹起される公演についても③集客施設としてのリスクも評価する。

文化振興会は公演団体、従事者、来場者がそれらのリスクに応じた具体的な対策を講じることができないと判断した場合は、公演を中止または延期とする。

#### ① 接触感染のリスク

公演団体の練習場所、開催施設において他者と共に共有する物品やドアノブなど手が触れる場所を特定し、これらの接触頻度を評価する。高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、PCのマウス、タブレット、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。

#### ② 飛沫感染のリスク評価

公演団体の練習場所、開催施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、大声などを出す場所がどこにあるかなどを評価する。

#### ③ 集客施設のリスク評価

公演の開催にあたっては、大規模な人数の移動が見込まれるか、県域を越えた移動が見込まれるか、人と人との距離が確保できるほどの来場者にとどまるかどうか等について、これまでの施設の来場実績に鑑み、評価する。

## 3. 文化振興会、公演団体及び従事者が講じるべき具体的な対策

(1) 公演団体の練習場所における対応策（国立劇場おきなわの稽古室を使う場合は国立劇場おきなわ運営財団の規定に準じる）

- ・練習場所に集合する前に以下の確認をすること。
  - 検温を行い、37.5度以上の発熱がないか。
  - 咳、咽頭痛などの症状がないか。
  - 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をしていないか。
  - 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がないか。
- ・練習場所の入口に消毒液を設置し各人手指消毒を徹底する。
- ・練習場所内のドアノブ、テーブル等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。
- ・楽器、道具等の共有は可能な限り少なくし、共有する場合は清掃、消毒を行う。
- ・練習は各人マスクを着用し、できるだけ間隔を空け、人が密集しないよう工夫する。

- ・適切な空気換気を行う。
- ・参加者で感染症が出た場合の対応に備え、参加者の氏名、連絡先を把握し、名簿を作成する。

感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。

- ・速やかに別室へ隔離を行う。
- ・対応する人は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。
- ・責任者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。
- ・症状が重篤な場合は保健所とも相談し、医療機関に搬送する。
- ・なお、濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる場合がある。

## (2) 開催施設における対応策

(国立劇場おきなわ公演は公益財団法人国立劇場おきなわ運営財団のガイドラインに準ずる)

### ① 会場内

- ・会場内のドアノブ、手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行う。特に高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、電話、タブレット、エレベーターのボタンなど)に留意する。
- ・空調設備を稼働し、適切な空調換気を行う。

### ② 会場入口

- ・手指消毒用の消毒液を設置する。不足が生じないように定期的な点検をする。
- ・劇場入り口で、行列が生じた場合、最小1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう管理監督する。

### ③ チケットカウンター、受付

- ・対面する場合、アクリル板や透明ビニールカーテン等により来場者との間隔を遮断するよう努め、飛沫感染を予防する。
- ・チケット窓口の行列では、最小1m(できるだけ2mを目安に)の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないように管理監督する。
- ・現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売を推奨する。
- ・入場時のチケットもぎりの担当者はマスクを着用し、可能な限り接触を減らすため、来場者自身ももぎるように工夫する。
- ・パンフレット等の配布物は決められた人がマスクを着用して配布する。

④ ロビー、休憩スペース

- ・対面での飲食や会話を回避するよう促す。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

⑤ 客席

・来場者数の上限は、県から発令される「まん延防止等重点措置」や「緊急事態宣言」等で要請された来場者数とする。

- ・休憩時間は劇場扉を開放して換気する。

⑥ 楽屋

- ・ある楽屋に密集しないように、各楽屋に分散して出演者を割りあてる。
- ・見舞い等の楽屋の出入りを控えるように周知する。

※国立劇場おきなわでの客席・楽屋・稽古室の詳細は別添を参照

⑦ トイレ

- ・不特定多数が接触する場所は、清掃、消毒を行う。
- ・ペーパータオルを設置するか個人のハンカチを使うよう徹底する。ハンドドライヤーは使用しない。
- ・混雑した場合、最小1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。

⑧ 清掃、ごみの廃棄

- ・清掃やごみの廃棄を行うものは、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ・作業を終えた後は、手洗いを行う。

⑨ 主催者、公演団体、従事者が公演開催にあたって特に留意すること

- ・感染が疑われる者が発生した場合、以下のとおり対応する。  
速やかに別室へ隔離を行う。  
対応する人は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じた上で対応する。  
責任者は保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける。  
感染者と接触した人間及び来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。  
症状が重篤な場合は保健所とも相談し、医療機関に搬送する。

(3) 公演前の対策

① 周知、広報

感染予防のため、以下について（公演団体の作成するチラシ、事業リーフレット、かりゆし芸能公演公式サイト等で）来場者に周知、広報する。

- ・発熱、咳、呼吸困難、咽頭痛などの症状がある場合は来場を控える。
- ・咳エチケット、マスク着用、手指消毒の徹底、社会的距離の確保の徹底
- ・主催者が来場者の氏名及び緊急連絡先を記した名簿を作成する等、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを周知する。
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場対応方針の徹底、高齢者や基礎疾患のある方については感染した場合の重症化リスクが高いため、こうした方が体調に不調がある場合は積極的に医療機関、保健所に相談してもらうよう周知する。
- ・来場者で感染者が出た場合、保健所の聞き取り調査に協力してもらうことを周知する。
- ・来場前に検温の実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知する。
- ・来場者が濃厚接触者となった場合、接触してから2週間を目安に自宅待機になる可能性があることを周知する。
- ・公演に関係する者（主催者、公演団体、従事者）の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、厚生労働省が運営する新型コロナウイルス感染症対策用のアプリ（COCOA）や県のLINEアプリによる濃厚接触者通知システム（RICCA）の導入を推奨する。あわせて、こうした情報が必要に応じて保健所等公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

## ② 来場者の入場時の対応

- ・開場時間は来場者が密集しないように原則1時間前とし、来場者が着席するまでの時間を考慮して適宜時間を設定する。また、入館待機列を設置する。
- ・来場者は入口で検温し、37.5度以上または平熱より1度以上高い場合、来場者は別室で再検温する。そこでも37.5度以上（または平熱より1度以上）の発熱がある場合は入場できないこととする。
- ・来場者に入口で氏名と緊急連絡先を記してもらう、またはCOCOAやRICCAに登録してもらう。
- ・本ガイドライン及びこれを踏まえた現場対応方針を、全員に周知徹底する。

## （4）公演当日の対策

### ① 周知・広報

- ・感染予防のため、来場者に対し以下について周知する。
  - 咳エチケット、マスク着用、手指消毒の徹底
  - 社会的距離の確保の徹底
  - 咳、呼吸困難、咽頭痛などの症状がある場合来場を控えること

### ② 来場者の入場時の対応

- ・公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成する。また、来場者

に対して、こうした情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。

- ・来場者が入口等で密集しないように待機列を管理監督する。

以下の場合、入場の取りやめを要請する。

- ・来場前に 37.5 度または平熱より 1 度以上の発熱があった場合
- ・事前に検温していない来場者が入口で検温した結果 37.5 度以上または平熱より 1 度以上の発熱があった場合
- ・咳、呼吸困難、咽頭痛などの症状がある場合
- ・過去 2 週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした場合
- ・過去 2 週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ・入り待ちは控えるように呼び掛ける。
- ・パンフレット・アンケート等は決められた人がマスクを着用し配布する。必要に応じて、あらかじめ着席可能な座席にパンフレットを置き、誘導案内を行う。
- ・プレゼント・差し入れ等は控えるように呼び掛ける。

### ③ 来場者の感染防止策

- ・接触感染や飛沫感染を防止するため、マスク着用と会話抑制及び手指消毒を推奨する。
- ・公演中は来場者同士の接触は控えていただくよう周知する。
- ・来場者と接触するような演出（声援を惹起する、来場者をステージに上げる、ハイタッチをする等）は行わない。
- ・場内における会話を控えていただくよう周知する。
- ・公演前後及び休憩中に人が密集状態にならないよう工夫する。

### ④ 主催者、公演団体、従事者の感染防止策

- ・公演の運営に必要な最小限度の人数にする。
- ・事前に検温を行い、平熱より 1 度以上の発熱がある場合は自宅待機とする。咳、呼吸困難、咽頭痛などの症状があった場合も同様とする。
- ・劇場・会場の入場時から退場時までマスク着用及び定期的な手指消毒を徹底する。
- ・舞台上で出演者が演じる場所から客席の最前列席までは 2m 以上距離を確保する。
- ・出演者は本番の舞台上ではマスクをはずすことができるものとし、事前に出演者全員にその承諾を取り、本番に臨むものとする。
- ・1 時間以上の公演では途中で必ず 5 分～10 分以上の休憩を取り、ドアを開けて会場内の換気をする。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。

⑤ 公演中に感染が疑われる者が発生した場合の対応策

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに別室へ隔離する。
- ・対応する人は、マスク、手袋着用を徹底する。
- ・速やかに、医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

⑥ 来場者の退場時の対応

- ・密集状態にならないように監督する。
- ・出待ちや面会を控えるよう呼びかける。

(5) 公演後の対策

- ・公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成、保管する。
- ・感染が疑われる者が出た場合、保健所等の公的機関の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。作成した名簿は公演団体が20日間保管後廃棄するものとする。

なお、県内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、段階的に、本ガイドラインの見直しを行うものとする。